

地域医療構想等に関する国の動向と今後の対応について

1 新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた地域医療構想の考え方・進め方について

(1) 国における検討の状況

① 新型コロナウイルス感染症を踏まえた医療提供体制について

「医療計画の見直し等に関する検討会(地域医療構想に関するワーキンググループ)」において検討が行われ、令和2年12月に「**新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた今後の医療提供体制の構築に向けた考え方**資料2-2」として取りまとめ。

【「新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた今後の医療提供体制の構築に向けた考え方(R2.12.15)」要旨】

1 新興感染症等の感染拡大時における体制確保

(1) 医療計画の記載事項追加について

- ① 次期医療計画(第8次医療計画、令和6年度～令和11年度)の記載事項に「**新興感染症等の感染拡大時における医療**」を追加(「5疾病・5事業」→「5疾病・6事業」)
- ② 医療計画における具体的な記載事項等は、今後国で検討を進め、策定指針を改正の上、都道府県には第8次計画(令和6年度～令和11年度)から記載を求める。

<具体的な記載項目(イメージ)>

【平時からの取組】

- ・ 感染拡大に対応可能な医療機関・病床、専門人材の確保 等

【感染拡大時の取組】

- ・ 受入候補医療機関の確保、医療機関の間での連携・役割分担等

2 今後の地域医療構想に関する考え方・進め方

(1) 地域医療構想と感染拡大時の取組との関係

新型コロナウイルス感染症への対応が続く中ではあるが、**地域医療構想の背景となる中長期的な状況や見通しは変わっていない。**

- ・ 人口減少・高齢化は着実に進み、医療ニーズの質・量が徐々に変化、マンパワーの制約も一層厳しくなること。
- ・ 各地域において、質の高い効率的な医療提供体制を維持していくためには、医療機能の分化・連携の取組は必要不可欠であること。

(2) 地域医療構想の実現に向けた今後の取組

感染拡大時の短期的な医療需要には、各都道府県の「医療計画」に基づき機動的に対応することを前提に、**地域医療構想については、その基本的な枠組み(病床の必要量の推計・考え方など)を維持しつつ、引き続き着実に取組を進める必要がある。**

② 具体的対応方針の再検証について

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、2019年度中とされた再検証等の期限については、厚生労働省において改めて整理することとなり、今冬の感染状況を踏まえて、改めて**具体的な工程(※)**を検討する予定。

(厚生労働省医政局長通知「具体的対応方針の再検証等の期限について(R2.8.31)」)資料2-3

※ 以下の取組に関する工程の具体化を想定

- ・ 再検証対象医療機関における具体的対応方針の再検証
- ・ 民間医療機関も含めた再検証対象医療機関以外の医療機関における対応方針の策定(策定済の場合、必要に応じた見直しの検討)

【本県における具体的対応方針の再検証対象医療機関(計10医療機関)】

盛岡市立病院、国立病院機構盛岡病院(盛岡医療センター)、県立東和病院、県立江刺病院、奥州市総合水沢病院、奥州市まごころ病院、一関市藤沢病院、洋野町種市病院、県立一戸病院、県立軽米病院

(2) 本県における今後の対応

1 新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた地域医療構想の推進について

国の方針を踏まえ、**地域医療構想における2025年の必要病床数を維持(※)**しつつ、引き続き、各圏域における将来の医療提供体制の実現に向けた議論・取組を支援していく。
(※ 国では、感染症拡大時に対応するための病床を新たに設けるのではなく、既存の病床・空きスペース等を転用して活用する方針であること。具体的な取組内容は今後検討)

2 具体的対応方針の再検証について

- (1) 昨年度末までに胆江圏域を除く**全ての圏域**において、**現状の取組を維持することとして再検証を完了し、令和2年4月に国に対して報告を行ったところ。**
- (2) 国においては、今冬の新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、**改めて具体的な工程を検討する予定**であり、今後の動向を注視するとともに、胆江圏域における**具体的対応方針の策定に向けて支援**を行っていく。

2 外来機能の明確化・連携について

(1) 国における検討の状況

「医療計画の見直し等に関する検討会」において検討が進められ、令和2年12月に「**外来機能の明確化・連携、かかりつけ医機能の強化等に関する報告書**資料2-4」として、とりまとめられたところ。

今後、国において、地域における議論の実施に向けて、詳細について検討を進める予定。

【「外来機能の明確化・連携、かかりつけ医機能の強化等に関する報告書(R2.12.11)」要旨】

1 背景

令和2年1月の社会保障審議会・医療部会にて、全世代型社会保障検討会議の中間報告(R1.12月)を踏まえ、**外来機能の明確化・連携、かかりつけ医機能の強化等**について、「医療計画の見直し等に関する検討会」で専門的かつ集中的に検討を進めることとされたもの。

(現状及び課題)

- ・ 中長期的に、地域の医療提供体制は、人口減少や高齢化等により「担い手の減少」と「需要の質・量の変化」という課題に直面し、**多くの地域では外来需要が減少**する見通し
- ・ 地域の外来を取り巻く状況の変化に対応して、地域で限られた医療資源を効果的・効率的に活用し、不足する医療機能の確保など、**質の高い外来医療の提供体制を確保・調整**していくことが課題。

2 具体的方策・取組

- 地域で限られた医療資源を効果的・効率的に活用し、外来機能の明確化・連携を進めるため、**紹介患者を基本とする外来(「医療資源を重点的に活用する外来(※1)」(仮称))を明確化。**
- 各医療機関から都道府県に対して「**外来機能報告(仮称)(※2)**」を行い、「医療資源を重点的に活用する外来」(仮称)の実施状況について、**地域における協議の場(地域医療構想調整会議等)**において、**データに基づいた議論を行い、各医療機関の自主的な取組等の進捗状況を共有し、必要な調整を行う。**

※1) 「医療資源を重点的に活用する外来」(仮称)

基本的に次の機能を有する医療機関を想定しているが、具体的な内容は今後検討。

- 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来
- 高額等の医療機器・設備を必要とする外来
- 特定の領域に特化した機能を有する外来(紹介患者に対する外来等)

※2) 外来機能報告(仮称)

病床機能報告を参考に、各医療機関から都道府県に、外来機能のうち、「医療資源を重点的に活用する外来」(仮称)に関する医療機能の報告を行うもの。

① 実施方法

病床機能報告と同様、レセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB)を活用し、国から各医療機関に対して、当該医療機関の「医療資源を重点的に活用する外来」(仮称)に関する実施状況のデータを提供。各医療機関は提供されたデータを確認し、都道府県に、病床機能報告とあわせて報告を行う

② 対象医療機関

- ・ 一般病床又は療養病床を有する医療機関
- ・ 無床診療所(任意で報告可能)

③ 報告内容

- ・ 今後検討

(2) 本県における今後の対応

1 外来機能の明確化や連携について

今後、各圏域の地域医療構想調整会議において検討を行う想定であり、具体的なスケジュールや検討事項については、今後の国の動向・通知等を踏まえて設定していく。

2 「外来機能報告(仮称)」について

令和4年度初頭までを目処に実施予定とされていることから、今後の国の動向・通知等を踏まえ、実施に向けて必要な周知や体制整備等を進めていく。

⇒ 1、2について、取組の主旨・目的を分かりやすく国民や関係機関に対して説明を行うとともに、外来機能報告(仮称)の実施にあたっては、医療機関の負担を軽減するよう、国に対して、様々な場において提言・提案を行っていく。